

Gマーク取得事業所に対する国土交通省(地方運輸局長等)表彰について

背景

Gマーク制度(安全性優良事業所認定制度)については、大手のトラック運送事業者の多くが取得済みとなった近年では、申請件数が鈍化しており、今後、中小事業者の取得にも焦点をあて、一層のインセンティブをもって、その取得を促し、Gマークの普及を図ることにより、トラック業界の安全の増進、信頼の増大を図っていく必要があります。

将来ビジョン検討会の取組作業部会における業界の健全性の確保という論点において、悪質な違反行為を行う事業者の処分の強化を図ることと相まって、良質な事業者に対し国としても一定の評価を付与していくことも重要な課題であるとされ、自動車局として表彰制度を創設しました。

表彰制度の骨子について

トラック協会によって審査基準の策定、認定などが行われるGマーク事業所について、さらに一定の高いレベルにある事業所について具体的な表彰基準に基づき、毎年度表彰を実施。

◆表彰者及び表彰対象者について

地方運輸局長表彰	運輸支局長表彰
Gマークを連続して10年以上取得していること	Gマークを連続して10年以上取得していること
表彰日前まで重大事故を惹起せず、かつ、行政処分を受けていないこと	表彰日前まで重大事故を惹起せず、かつ、行政処分を受けていないこと
運転者教育が2カ月に1回程度実施され、ISO基準などの国の基準を超える教育が実施されていること	運転者教育が定期的に行われていること
デジタコと又はドラレコが装着されていること (配置車両の100%)	デジタコと又はドラレコが装着されていること (配置車両の90%以上)
荷主からの表彰、安定的な財務基盤の確保、又は、輸送の安全に係る表彰を受けていること	荷主からの評価、安定的な経営の確保、又は、運転記録証明書による運転者への指導が行われていること